

治 第 562 号
令和 7 年 10 月 22 日

公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会
理事長 平山 征夫 様

新潟県農林水産部治山課長

森林における狩猟関係事故の防止について（周知及び協力依頼）

日頃、県の緑化推進業務については格別の御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、標記について林野庁から別紙写しのとおり協力依頼がありましたので、下記のとおり周知及び協力依頼いたします。
つきましては、関係団体への周知について、御協力願います。

記

- 1 鳥獣行政担当部局等が行う安全指導への協力について
鳥獣行政担当部局等が、狩猟者や狩猟団体に対して、森林内での猟銃等による事故防止の指導を実施する際の協力。
- 2 森林・林業関係者等への安全確保に関する周知について
 - (1) 狩猟期間 令和 7 年 11 月 15 日～令和 8 年 2 月 15 日
※県内一部の地域を除き、イノシシ及びニホンジカは 3 月 15 日まで
 - (2) 作業等で入山する際は、作業現場や林道の入口等に、作業中である事を示す「のぼり」や作業箇所・期間等を明示した看板設置等の励行。
 - (3) 林内での作業やレクリエーション時の服装
オレンジや黄色等の目立つ色の服装※やヘルメットの着用を促すとともに、獣類と間違われる恐れのある色彩（例えば白色や茶色系）の服装を極力控えること。
※ 周囲の色彩環境とは明らかに異なることにより、早期に着用者の存在を第三者に示すことができるものが望ましく、一定割合以上の蛍光生地と反射材が使用されている高視認性タイプの作業服やベスト等の着用が効果的である。具体的に JIST8127(EN ISO20471)に規格されている高視認性安全服及び JSAA 2001 に規格されている一般利用者向け高視認性安全服が参考になる。

担当：新潟県農林水産部治山課緑化係 小泉 Tel : 025-280-5332 (直通) FAX : 025-283-3841 E-mail:koizumi.kirara@pref.niigata.lg.jp
